障がいのあるお客さまへの割引制度について

千葉交通では、障がいのあるお客様への運賃の割引制度があります。

1. 割引対象となるお客様

- ・身体障がい者手帳の交付を受けている方
- ・療育手帳の交付を受けている方
- 精神障がい者手帳の交付を受けている方
- ・上記の方に同伴する介護・付添の方で、当社が介護または付添の必要性を認めた場合(原則1名様)

2. 旅客運賃の割引内容

運賃の種類	割引率	対象路線
普通旅客運賃		身体障害がい者手帳、療育手帳いずれかをお持ちのお客様 精神障がい者手帳をお持ちのお客様(高速バス路線を除く) ※現金でお支払いの場合は1円単位の端数を10円単位に四捨五入となります。 ICカードでお支払いの場合は1円未満の端数を1円単位に四捨五入となります。
定期旅客運賃	3割引	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者手帳のいずれかをお持ちのお客様へ ご購入時に割引料金でご案内いたします (定期券はICカード非対応のものです) ※1円単位の端数は10円単位に四捨五入となります。

3. ご利用方法

運賃お支払い時に、お客様がお持ちの手帳を乗務員へご呈示ください。 定期券をご購入される場合は、購入時に係員へお持ちの手帳をご呈示ください。

4. その他

ICカードはご利用が可能な路線のみとなりますのでご注意ください。

コミュニティバスは市町により内容が異なります。ご利用の各市町にお問い合わせ下さい。

高速バス回数券、特殊回数券及びキャンペーン運賃実施路線の一部は対象外となる場合がございます。 2021年7月1日より、障がい者手帳アプリ「ミライロID」の取扱いを開始しました。